

約款(ご利用承諾書)

当社(株式会社スバイスサーブ)は、「Lounge CRIB」サービス(以下、「本サービス」という。))に関して、以下の事項をお約束するとともに、お客様にもお約束いただきたく、本約款(以下、「本約款」という。))をご提示させていただきますので、内容を確認後、末尾にご署名ご捺印いただき、ご提出下さい。ご署名ご捺印いただいた場合、本約款が当社とお客様との合意内容を正確に示す契約書(以下、「本契約」という。))として効力が生じますので、その点ご留意の上、ご確認ください。

◆第1条(本約款の目的)

本約款は、お客様の本申込書による依頼に基づき、当社が本サービスとして必要な会場を提供し、その他有料コンテンツを提供することにつき、お客様と当社との権利関係を定め、両者の利益、リスク等を平等に設定することを目的としております。

◆第2条(本サービスの提供)

- 1 当社はお客様に対して、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを提供いたします。
- 2 当社がお客様に対して提供する本サービスの内容は、申込内容、その付属書面及び別途両者の合意で決定いたします。
- 3 当社は、お客様から依頼を受けたサービスの一部を、お客様の個別の許可なく自由に、第三者に業務委託できるものとします。

◆第3条(料金のお支払いその他の手続)

- 1 当社はお客様からの問い合わせを受け、お見積もりを提示し、契約内容につき合意が成立した場合には、本約款にお客様からご署名ご捺印いただきます。
- 2 手付金をいただく場合には、ご署名ご捺印いただいた本約款のご提出後、7日以内に、3万円以上の金額を当社指定の方法でお支払いいただき、当該お支払いの時点で予約成立となります。なお、お振込みにてお支払いいただく場合には下記口座にお振込みいただきます。なお、振込手数料その他支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

記

- 三井住友銀行 恵比寿支店 普通 8960647 カ)スバイスサーブ
- 3 料金(手付金を払っている場合には残金)については、お客様は当社に対して、料金予定額又はそこから当事者間の合意により変更された金額(手付金を払っている場合には残金)を支払期限までに、又は支払日に、指定の支払方法により支払います。なお、振込手数料その他支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。
 - 4 お客様は、当社が特別に了承した場合を除き、本サービス実施の3日前までに、参加人数(それに伴う料金等)その他サービス内容を確定しなければなりません。

◆第4条(お客様による任意解約)

- 1 お客様は本サービス実施前に本サービスを任意解約することができますが、その際は以下のキャンセル料をお支払いいただきます。

予約取消日	キャンセル料
本予約～開催61日前	総額の20%
開催60日前～31日前	総額の30%
開催30日前～8日前	総額の40%
開催7日前～3日前	総額の50%
開催2日前～前日	総額の80%
開催当日	総額の100%

※キャンセルは17時までにメールにてご連絡ください。口頭のみの解約は無効です。17時以降のご連絡は翌日扱いとなります。

※料金とは、料金予定額(飲食やオプション料金も含めた総額)となります。特殊なオプションは、別途キャンセルポリシーをご用意させていただく場合もございます。

- 2 お客様のご判断で、本契約の任意解約や本サービスの中止をするためには、たとえやむを得ない理由であっても、第1項のキャンセル料が発生します。ただし、事前に順延日を設定いただき当社側も了解している場合はこの限りではありません。

◆第5条(当社による支払期限の変更、任意解約)

- 1 当社は、会場との契約の問題その他の事情により、やむを得ず、お客様に対して、第3条にかかわらず、その支払期限や支払日前に、料金(手付金を払っている場合には残金)の全部又は一部の支払いを求めることがあり、お客様がその支払いを拒絶した場合には、当社は、本契約を変更又は任意解約できるものとし、お客様はこれに異議を述べることができません。もちろん、この場合、既にお支払いいただいている料金(手付金)がある場合には全額返金致します。
- 2 当社は、お客様に以下の事由が生じた場合、本契約を任意解約できるものとし、第4条のキャンセル料に基づき、所定のキャンセル料もかかるものとします。
 - ①お客様又はその所属されている団体が法令、公序良俗等に反する恐れがあることが発覚した場合
 - ②お申込み代表者様の身分証明書の写しをご提出いただけなかった場合、その他お客様が本契約に違反した場合

◆第6条(開催中止、返金あり)

当社は、安全にサービスを提供するため、以下に定める事由に該当する場合には、本サービスの実施を中止、中断する場合がございます。当該サービスの中止、中断が決定した場合、当社は、速やかに代表者の方へ報告し、出来る限り迷惑のからないように努めます。この場合は、当該サービスの実施の延期あるいは既に受領している料金の全額又は一部を返還致します。

- ①天災、火災、その他やむを得ない事由が発生した場合
- ②官公庁の命令または、要求があった場合
- ③その他予定サービスの提供が著しく困難になる現象が生じた場合

◆第7条(開催中止、返金なし)

当社は、以下に定める事由に該当する場合には、本サービスの実施を中止、中断する場合がございます。この場合は、既に受領している料金については一切返金せず、また中止、中断時点で料金全額の支払いが未了の場合、当該残額につきご請求させていただきますので、ご了承ください。

- ・お客様都合により本契約の大幅な変更が余儀なくされた場合
- ・お客様が危険回避のためのスタッフの指示に従わない場合
- ・お客様が反社会的勢力等(暴力団員、右翼団員、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。)であること、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
- ・お客様が第8条で定める禁止行為をした場合

◆第8条(お客様の禁止行為)

- 本サービスにおいては、以下に該当する行為を禁止致します。お客様が当該各行為をした場合には、当社としても余の強制的中止その他本契約及び法令信義則等に基づき適宜対応させていただきます。
- ・引火・発火の恐れのあるもの、危険物、悪臭の発生するもの所持等が違法とされているものなどの持込み、使用等
 - ・暴力、暴言その他会場の平穏を害するおそれのある行為
 - ・会場設備を著しい汚損、破損させるおそれのある行為
 - ・各法令に反する行為、その他当社が利用者として不適切と判断する行為

◆第9条(留意事項)

- 1 周辺施設等への迷惑防止のため、会場機材及び持込機材に関わらず、音量には制限がございますので、こちらで指定した音量内でお楽しみください。
- 2 会場までお越しいただく際、渋滞やタイヤの乱れなどの理由で、開催時間を遅らせることはできません。遅れて開催する場合も終了時間は予定通りとさせていただきます。また時間が延長した場合は、追加料金が発生する場合もございます。
- 3 未成年による飲酒や喫煙は固(固断)をいたします。
- 4 当社は、基本設備(トイレ、照明、音響等)、無料の運営サポート、有料コンテンツ等の提供を、自ら又は第三者への適切な委託により実施しますが、無料でご提供するサービスに関する不手際や、

無料貸出し可能な付帯機械設備(マイク、音響映像、カラオケ機材等)の不調、およびお客様お持ち込みの各種機材との接続不調に関しては、一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

- 5 お客様の故意または過失により、会場機材等を破損した場合には、実費請求及び会場使用不能による収益機会損失分の賠償金等をご請求させていただく場合があります。

◆第10条(お客様間の紛争処理)

- 1 本サービス実施中に発生したお客様間の事故、盗難その他の紛争については、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は一切の責任を負いかねます。ただし、有料にて当社が提供するサービスの場合はこの限りではありません。安全、貴重品管理には十分に気をつけ、マナー、ルール順守をお願いします。
- 2 本サービス実施中に発生したお客様と当社委託先又は委託先役職員との間の事故その他の紛争については、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は一切の責任を負いかねます。当該委託先との間で解決してください。

◆第11条(サービス)

- 1 お客様が執り行う、婚関連全般、接待、企業懇親会などの企画・進行・結果に関して、当社は原則として関与せず、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いませんので、ご了承ください。
- 2 お客様満足向上目的での無償サービス(写真撮影&プレゼント、音響映像サポート等)に対して、当社では一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- 3 婚礼披露宴に対して、その責務ゆえ別途サービス費用が掛かります。またサービス費用をいただかない場合などは、実施時に起こった不測の事態に対して、当社では一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

◆第12条(反社会的勢力排除)

当社およびお客様は、相手方に対して、本契約が締結された日および将来にわたり、自己または自己と同時に本サービスを利用する者が次の各号に該当する者または団体(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、保証します。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうプロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者

当社およびお客様は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができます。

- ①反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
 - ②自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合
 - (ア)違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
 - (イ)有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - (ウ)情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - (エ)被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
 - (オ)その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 - ③相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合
- 当社およびお客様は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負いません。

◆第13条(準拠法及び裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和 年 月 日
ご住所

ご連絡先
団体名
申込者氏名